

# 姫路獨協大学学校図書館司書教諭資格コース履修等に関する規程

(平成2年 3月15日制定)

改正 平成 8年12月12日  
平成11年 3月18日  
平成11年10月21日  
平成12年 3月23日  
平成14年 1月17日  
平成14年 3月14日  
平成23年 1月20日

## (目的)

第1条 姫路獨協大学学則（昭和62年4月16日制定）第44条の4の規定に定める学校図書館司書教諭の資格を取得させるために必要な大学のコース（以下「司書教諭資格コース」という。）の専門教育科目履修方法等は、この規程の定めるところによる。

## (履修方法)

第2条 本学において学校図書館司書教諭の資格取得のため必要とする授業科目、単位数等は別表に定めるところによる。

2 司書教諭の資格を取得しようとする者は、教員免許状を取得しなければならない。

第3条 司書教諭資格コースを履修しようとする者は、第2年次の所定の期日までに司書教諭資格コース履修登録届を教務課に提出しなければならない。

2 教職課程履修費を既に納付して教職課程履修中の者については、司書教諭資格コース履修費を免除する。

## (指導及び助言)

第4条 司書教諭資格コースの科目履修及び単位修得、司書教諭資格証明書の交付、司書教諭講習修了認定書の交付申請、司書教諭一般に関する指導及び助言は、全学教職課程委員会において行う。

## (雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、司書教諭資格コースの履修に必要な事項については別に定める。

## 附 則（平成2年 規程第8号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

## 附 則（平成8年 規程第17号）

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に、次の表の左欄に掲げる改正前の規程の別表に規定する科目の単位を修得した者は、右欄に掲げる改正後の規程の別表に規定する科目の単位を修得

したものとみなす。

旧 規 程	新 規 程
視 聴 覚 教 育 (2 単 位)	視聴覚教育メディア論 (2 単 位)

附 則 (平成 1 1 年 規程第 1 0 号)

- 1 この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、次の表の左欄に掲げる改正前の規程の別表に規定する科目のうち一部の科目の単位を修得した者は、学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令 (平成 10 年文部省令第 1 号) 附則第 3 項の規程により平成 15 年 3 月 31 日までは、右欄に掲げる改正後の規程の別表に規定する科目の単位を修得したものとみなすことができる。

旧 規 程	新 規 程
学 校 図 書 館 学	学校経営と学校図書館
図 書 館 活 動	
図 書 選 択 法	学校図書館メディアの構成
図 書 整 理 法	
視聴覚教育メディア論	
図 書 館 活 動	学習指導と学校図書館
	読書と豊かな人間性
視聴覚教育メディア論	情報メディアの活用

附 則 (平成 1 1 年 規程第 2 8 号)

この規程は、平成 1 1 年 1 0 月 2 1 日から施行し、平成 1 1 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 1 2 年 規程第 2 1 号)

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 規程第 1 号)

この規程は、平成 1 4 年 1 月 1 7 日から施行し、平成 1 4 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 1 4 年 規程第 8 号)

この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 規程第 3 号)

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

授 業 科 目 名	単 位 数	開 講 年 次
学校経営と学校図書館	2	2
学校図書館メディアの構成	2	2
学習指導と学校図書館	2	2
読書と豊かな人間性	2	2
情報メディアの活用	2	2